

別表 1 (第 5 条関係)

補助対象経費となる経費

費目	内 容 (例)
報償費	講師謝礼 (団体等の構成員に対するものは除く)
旅費	事業実施に必要な交通費
需用費	消耗品費 (用紙、封筒、文具類、材料費等)、光熱水費 印刷製本費 (ポスター、看板、記録用写真代)
役務費	通信運搬に係る経費 (郵便料等)、広告料、保険料
備品購入費	事業実施に必要な機器、機材等の購入費 ※ただし、補助対象経費の 4 分の 1 以内の備品に限る。 (補助金の額が 20 万円のときは 5 万円を上限とし、1 つの備品の購入でその額を超えるものについては、補助対象外となる。)
使用料及び賃借料	機器類等のリース費、会場等の使用料等、家賃